

消費者庁 同日発表

令和 2 年 4 月 28 日

## 特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務停止命令（9 か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等に対する業務禁止命令（9 か月）をしました

関東経済産業局は、電気の小売供給役務（以下「本件役務」という。）を提供する電話勧誘販売業者である株式会社イーエムアイ（東京都新宿区）（以下「同社」といいます。）に対し、令和 2 年 4 月 27 日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 1 月 27 日までの 9 か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

あわせて、同社に対し、特定商取引法第 22 条第 1 項の規定に基づき、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証することなどを指示しました。

また、関東経済産業局は、同社の代表取締役小川祐一郎及び取締役吉田弘輝に対し、特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 1 月 27 日までの 9 か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命じた範囲の電話勧誘販売に関する業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

なお、本処分は、特定商取引法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

## 1. 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社イーエムアイ（法人番号 4011101054401）
- (2) 代 表 者：代表取締役 小川 祐一郎（おがわ ゆういちろう）
- (3) 本店所在地：東京都新宿区西新宿三丁目 2 番 4 号  
（事業所の所在地は、東京都新宿区四谷 1 丁目 1-2 四谷見附ビルディング 6 階）
- (4) 資 本 金：5000 万円
- (5) 設 立：平成 21 年 10 月 26 日
- (6) 取引類型：電話勧誘販売
- (7) 提供役務：電気の小売供給

## 2. 特定商取引法に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）（特定商取引法第 16 条）
- (2) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第 19 条第 1 項）
- (3) 役務の対価につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第 21 条第 2 項）
- (4) 役務提供契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第 21 条第 2 項）

## 3. 同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙 1、小川祐一郎及び吉田弘輝に対する業務禁止命令の詳細は別紙 2、3 のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社イーエムアイに対する行政処分の概要

### 1. 事業概要

株式会社イーエムアイ（以下「同社」という。）は、消費者宅に電話をかけ、当該電話において、電気の小売供給役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）を行い、当該消費者（以下「電話勧誘顧客」という。）と本件役務提供契約を電話により締結していることから、このような同社が行う本件役務の提供は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に該当する。

なお、同社は、電話勧誘顧客に対し、複数回電話をかけて一連の電話勧誘行為をしており、遅くとも最後にかけた電話までの間に本件役務提供契約を締結している。

### 2. 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

同社は、令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 1 月 27 日までの間、電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う電話勧誘販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 同社の行う電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

#### (2) 指示

ア 同社は、特定商取引法第 16 条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、同法第 19 条第 1 項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）並びに同法第 21 条第 2 項の規定により禁止される役務の対価及び役務提供契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げない行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築して、これを同社の役員、従業員及びその他の電話勧誘販売のための業務を行うすべての担当者に周知徹底すること。

イ 同社は、電話勧誘販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和2年4月27日までの間に同社との間で電話勧誘販売により本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下（ア）～（エ）の事項を、関東経済産業局のウェブサイト（<https://www.kanto.meti.go.jp/>）に掲載される、同社に対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和2年5月27日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について関東経済産業局長宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和2年5月11日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ関東経済産業局長宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）同社は、遅くとも平成31年4月以降、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「基本料金が20%安くなる」と消費者が契約中の大手電気事業者よりも電気料金が安くなることを強調している一方で、実際には、本件役務提供契約には、年間に1回まで、①高所の電球交換の際の出張費及び交換費用、②鍵紛失時の出張費及び作業料金、③電話やインターネットの費用のコンサルタント料金が無料になるという「いいねでんき安心サポート」と称する付帯サービス（以下「本件付帯サービス」という。）が付されており、消費者が本件付帯サービスは不要である旨の意思を表示しない限り、本件役務提供契約の締結後2か月目以降、毎月500円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収される結果、電気料金に本件付帯サービスの利用料を合計した金額は、むしろ消費者が契約中の大手電気事業者の電気料金よりも高くなるにもかかわらず、本件付帯サービスについて「加入特典として通常500円の安心生活サポートも1か月無料で付いております」などと告げるだけで、本件役務提供契約の締結後2か月目以降、毎月500円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収されることを故意に告げていないこと。

（エ）同社は、遅くとも平成31年4月以降、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、本件役務提供契約の契約期間は2年間であるところ、その途中で解約した場合には、期中解約金5000円（2年割り適用のプランの場合は15000円。以下同じ。）及び解約事務

手数料 550 円の支払義務が生じ、満期で解約した場合には、解約事務手数料 550 円の支払義務が生じることを故意に告げていないこと。

### 3. 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項

### 4. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「電話勧誘販売に係る取引の公正及び」「役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

#### (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）（特定商取引法第 16 条）

同社は、遅くとも平成 31 年 4 月以降、電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「電気の基本料金についてのご連絡となりますが。」「毎月お支払いの電気の基本料金が皆様 20%引き下がりますのでご連絡ですが。」などと告げるのみで、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的であることを明らかにしていない。

#### (2) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第 19 条第 1 項）

同社は、遅くとも平成 31 年 2 月中旬以降、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と本件役務提供契約を締結したとき、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には次のアからウまでの事項が記載されていない（ただし、同社と電話勧誘顧客との間で本件付帯サービスについての契約が成立しなかった場合には、次のウの事項が記載されていなかったことについてのみ、同項の規定に違反するものである。）。

- ア 特定商取引法第 18 条第 1 号に規定する役務の種類（本件付帯サービスに関するもの）
- イ 特定商取引法第 18 条第 4 号に規定する役務の提供時期（本件付帯サービスに関するもの）
- ウ 特定商取引に関する法律施行規則第 17 条第 2 号に規定する役務提供契約の締結を担当した者の氏名

#### (3) 役務の対価につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第 21 条第 2 項）

同社は、遅くとも平成 31 年 4 月以降、電話勧誘販売に係る本件役務提供

契約の締結について勧誘をするに際し、「基本料金が20%安くなる」と消費者が契約中の大手電気事業者よりも電気料金が安くなることを強調している一方で、実際には、本件役務提供契約には、本件付帯サービスが付されており、消費者が本件付帯サービスは不要である旨の意思を表示しない限り、本件役務提供契約の締結後2か月目以降、毎月500円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収される結果、電気料金に本件付帯サービスの利用料を合計した金額は、むしろ消費者が契約中の大手電気事業者の電気料金よりも高くなるにもかかわらず、本件付帯サービスについて「加入特典として通常500円の安心生活サポートも1か月無料で付いております。」などと告げるだけで、本件役務提供契約の締結後2か月目以降、毎月500円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収されることを故意に告げていない。

(4) 役務提供契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第21条第2項）

同社は、遅くとも平成31年4月以降、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、本件役務提供契約の契約期間は2年間であるところ、その途中で解約した場合には、期中解約金5000円及び解約事務手数料550円の支払義務が生じ、満期で解約した場合には、解約事務手数料550円の支払義務が生じることを故意に告げていない。

## 5. 勧誘事例

【事例 1】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、役務の対価及び役務提供契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げない行為）

同社の名古屋支店の担当者 Z は、平成 31 年 4 月、消費者 A の自宅に電話をかけ、A に対し、「この度、お支払いされている電気の基本料金が皆様 20% お安くなりますので、ご連絡になります。次回の検針日からお安くなるご案内です。」などと告げたのみで、勧誘に先立って、その電話が本件役務提供契約について勧誘をするためのものであることを告げずに勧誘を始めた。

続けて、同社の名古屋支店の担当者 Y は、A の自宅に電話をかけ、A に対し、「先ほどはご対応いただきありがとうございました。」「ご契約内容確認しますので、住所、郵便番号 7 桁お願いいたします。」などと告げ、A が契約中の大手電気事業者との間の電気供給契約についての情報など、電気の供給主体を当該大手電気事業者から同社に切り替える手続をするために必要な情報を A に質問して回答させるとともに、「一通りお安くご利用いただける環境の確認させていただきましたが、皆様同様、電気の基本料金 20% 削減してご利用いただけます。」「ご利用環境変わらないので、直接的に何か変わるわけじゃないんですけど、電気の仕入れの部分と請求のみ弊社に変わってお安くなります。」「弊社特典のご用意ございまして通常 500 円の安心生活サポートも 1 か月無料になります。」などと告げた。

さらに、同社の名古屋支店の担当者 X は、続けて、A の自宅に電話をかけ、A に対し、「わたくしの方でお申込み内容の最終的な確認をさせていただいております」などと告げて申込内容の確認を行い、「ぜひ 2 年間のご利用をお願いいたします。」と告げるとともに、この電話でも、再度、「現在の■■電力（注：消費者が契約中の大手電気事業者。以下同じ。）さんの基本料金より 20% お安くご利用いただけます。」「加入特典として通常 500 円の安心生活サポートも 1 か月無料で付いております。」などと告げた。

平成 31 年 4 月のこれらの一連の電話において A は本件役務提供契約を締結したが、その勧誘の際、Z、Y 及び X は、A に対し、本件役務提供契約の締結後 2 か月目以降、毎月 500 円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収されること及び本件役務提供契約の契約期間は 2 年間であるところ、その途中で解約した場合には、期中解約金 5000 円及び解約事務手数料 550 円の支払義務が生じ、満期で解約した場合には、解約事務手数料 550 円の支払義務が生じることを告げなかった。



【事例 2】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、役務の対価及び役務提供契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げない行為）

同社の東京本社の担当者 W は、令和元年 5 月、消費者 B の自宅に電話をかけ、B に対し、「電気の基本料金についてのご連絡となりますが。」「お電話口のお客様が電気料金をご管理されている方でよろしいでしょうか。」「この度、電力の自由化にともないまして、次回の検針日から基本料金が弊社にて 20% お安くなるご連絡となりまして、ご利用環境によってはですね、稀にご適用いただけない場合がありますので、簡単な確認をさせていただいております。」などと告げたのみで、勧誘に先立って、その電話が本件役務提供契約について勧誘をするためのものであることを告げずに勧誘を始めた。

続けて、同社の東京本社の担当者 V は、B の自宅に電話をかけ、B に対し、「わたくしどもの方で再度数点確認をいたしまして、ご料金お引き下げについてご案内させていただいておりますので。」などと告げ、B が契約中の大手電気事業者との間の電気供給契約についての情報など、電気の供給主体を当該大手電気事業者から同社に切り替える手続きをするために必要な情報を B に質問して回答させるとともに、「こちらご問題なく次回の検針日から基本料金が 20%、2 割お引き下げしてご利用いただけます。」「お客様がご利用される電気のメーターや電柱電線などの設備は今後も■■電力様のものからお変わりございませんので、ご料金のお支払い先が弊社 Ene 電気に切り替わりまして、基本料金 20%お安い価格設定でご利用いただけます。」「加入時の特典といたしまして、通常 500 円の安心生活サポート、こちらはですね 1 か月無料で付いてますので。」などと告げた。

さらに、同社の東京本社の担当者 U は、続けて B の自宅に電話をかけ、B に対し、「この度は Ene でんきにお申込みいただきましてありがとうございます。」「わたくしの方でお申込み内容の最終的な確認を進めさせていただきたいと思っております。」などと告げて申込内容の確認を行い、「ぜひ 2 年間のご利用をお願いいたします。」と告げるとともに、この電話でも、再度、「現在の■■電力様の基本料金より 20%お安くご利用いただけます。」「加入特典として通常 500 円の安心生活サポートも 1 か月無料で付いております。」などと告げた。

令和元年 5 月のこれらの一連の電話において B は本件役務提供契約を締結したが、その勧誘の際、W、V 及び U は、B に対し、本件役務提供契約の締結後 2 か月目以降、毎月 500 円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収されること及び本件役務提供契約の契約期間は 2 年間であるところ、その途中で解約した場合には、期中解約金 5000 円及び解約事務手数料

550 円の支払義務が生じ、満期で解約した場合には、解約事務手数料 550 円の支払義務が生じることを告げなかった。

【事例 3】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、役務の対価及び役務提供契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げない行為）

同社の名古屋支店の担当者 T は、令和元年 6 月、消費者 C の自宅に電話をかけ、C に対し、「この度、電力の自由化に伴いまして、毎月お支払いの電気の基本料金が皆様 20%引き下がりますので、ご連絡となるんですが。」「今、お電話口の方は電気料金をご管理されている方でいらっしゃるでしょうか。」「電気の基本料金お安くなるご案内なんですけど、そちらは稀に適用いただけない場合がございますので、事前に簡単なご確認でお電話させていただいております。」などと告げたのみで、勧誘に先立って、その電話が本件役務提供契約について勧誘をするためのものであることを告げずに勧誘を始めた。続けて、同社の名古屋支店の担当者 S は、C の自宅に電話をかけ、C に対し、「わたくしからは実際に何月何日からお安くなるかお日にちだけお調べしてお伝えをさせていただいております。」などと告げ、C が契約中の大手電気事業者との間の電気供給契約についての情報など、電気の供給主体を当該大手電気事業者から同社に切り替える手続をするために必要な情報を C に質問して回答させるとともに、「お客様のご利用環境でしたら、問題なく皆様同様、次の検針日から基本料金 20%削減してご利用いただけます。」「電気のお届け、送電は今まで通り■■電力直接の送電になりますので。」「利用環境変わらず、料金の請求のみ弊社 Ene でんきからの請求になって、お安くご利用いただけます。」「安心生活サポートですね。1 か月無料で付いておりますので。」などと告げた。

さらに、X は、続けて、C の自宅に電話をかけ、C に対し、「わたくしの方でお申込み内容の最終的な確認をさせていただいております。」などと告げて申込内容の確認を行い、「ぜひ 2 年間のご利用をお願いいたします。」と告げるとともに、この電話でも、再度、「現在の■■電力さんの基本料金より 20%お安くご利用いただけます。」「加入特典として通常 500 円の安心生活サポートも 1 か月無料で付いております。」などと告げた。

令和元年 6 月のこれらの一連の電話において C は本件役務提供契約を締結したが、その勧誘の際、T、S 及び X は、C に対し、本件役務提供契約の締結後 2 か月目以降、毎月 500 円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収されること及び本件役務提供契約の契約期間は 2 年間であるところ、その途中で解約した場合には、期中解約金 5000 円及び解約事務手数料

550 円の支払義務が生じ、満期で解約した場合には、解約事務手数料 550 円の支払義務が生じることを告げなかった。

【事例 4】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、役務の対価及び役務提供契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げない行為）

同社の大阪支店の担当者 R は、令和元年 8 月、消費者 D の自宅に電話をかけ、D に対し、「この度ようやく、お客様のご地域でも次の検針日より電気代がお安くなりましたので、ご連絡になります。」「お電話口の方がお支払いされている方でよろしいでしょうか。」等と告げたのみで、勧誘に先立って、その電話が本件役務提供契約について勧誘をするためのものであることを告げずに勧誘を始めた。

続けて、同社の大阪支店の担当者 Q は、D の自宅に電話をかけ、D に対し、「電気の検針票やご住所の方からご利用環境の確認をさせていただきたいと思っております。」などと告げ、D が契約中の大手電気事業者との間の電気供給契約についての情報など、電気の供給主体を当該大手電気事業者から同社に切り替える手続きをするために必要な情報を D に質問して回答させるとともに、「一通りお安くご利用いただける環境の確認をさせていただきましたが、皆様同様、電気の基本料金 20%削減してご利用いただけます。」などと告げた。

さらに、同社の大阪支店の担当者 P は、続けて、D の自宅に電話をかけ、D に対し、「わたくしの方でお申込み内容の最終的な簡単な確認のご連絡になるんですけども。」等と告げて申込内容の確認を行い、「ぜひ 2 年間のご継続だけお願いしております。」と告げるとともに、この電話でも、再度、「現在の■■電力様の基本料金より 20%お安くご利用いただけるようになっております。」と告げた上、「加入特典といたしまして、安心生活サポートという通常 500 円のサービスも 1 か月無料で使えるようになっております。」などと告げた。

令和元年 8 月のこれらの一連の電話において D は本件役務提供契約を締結したが、その勧誘の際、R、Q 及び P は、D に対し、本件役務提供契約の締結後 2 か月目以降、毎月 500 円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収されること及び本件役務提供契約の契約期間は 2 年間であるところ、その途中で解約した場合には、期中解約金 5000 円及び解約事務手数料 550 円の支払義務が生じ、満期で解約した場合には、解約事務手数料 550 円の支払義務が生じることを告げなかった。

【事例 5】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、役務の対価及び役務提供契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げない行為）

同社の札幌支店の担当者 O は、令和元年 9 月、消費者 E の自宅に電話をかけ、E に対し、「この度皆様の毎月の電気の基本料金がお安くなりますので、ご連絡をしております。」「電気料金のご管理をされていらっしゃる方はお客様でよろしいでしょうか。」などと告げたのみで、勧誘に先立って、その電話が本件役務提供契約について勧誘をするためのものであることを告げずに勧誘を始めた。

続けて、同社の札幌支店の担当者 N は、E の自宅に電話をかけ、E に対し、「電気の契約内容の方確認させていただきまして、いつからお安くなるのかをお伝えしますので。」などと告げ、E が契約中の大手電気事業者との間の電気供給契約についての情報など、電気の供給主体を当該大手電気事業者から同社に切り替える手続をするために必要な情報を E に質問して回答させるとともに、「ご利用環境、お客様問題ない方でしたので、皆様同様、電気の基本料金ですね、20%お安くご利用することができます。」「料金ですね、ご請求がですね、■■電力様から Ene でんきに切り替わることでお安くなりますが、保守、点検、漏電チェックは請求元が Ene でんきに切り替わっても■■電力様から入りますので、ご安心ください。」「今回ですね、加入特典としまして、通常 500 円の安心生活サポートが 1 か月無料でご利用いただけます。」などと告げた。

さらに、同社の札幌支店の担当者 M は、続けて、E の自宅に電話をかけ、E に対し、「私の方で、簡単な確認だけ最後にさせていただいております。」等と告げて申込内容の確認を行い、「ぜひ 2 年間のご利用お願いします。」と告げるとともに、この電話でも、再度、「現在の■■電力様の基本料金より 20%お安くご利用いただけます。」「加入特典で、通常 500 円の安心生活サポートも 1 か月無料ですついております。」などと告げた。

令和元年 9 月のこれらの一連の電話において E は本件役務提供契約を締結したが、その勧誘の際、O、N 及び M は、E に対し、本件役務提供契約の締結後 2 か月目以降、毎月 500 円（税抜き）が本件付帯サービスの利用料として自動的に徴収されること及び本件役務提供契約の契約期間は 2 年間であるところ、その途中で解約した場合には、期中解約金 5000 円及び解約事務手数料 550 円の支払義務が生じ、満期で解約した場合には、解約事務手数料 550 円の支払義務が生じることを告げなかった。

## 小川 祐一郎に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

株式会社イーエムアイ 代表取締役 小川 祐一郎（以下「同人」という。）

### 2 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 1 月 27 日まで（9 か月間）

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項

### 4 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社イーエムアイ（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 23 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた電話勧誘販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 吉田 弘輝に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

株式会社イーエムアイ 取締役 吉田 弘輝 (以下「同人」という。)

### 2 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第2条第3項に規定する電話勧誘販売 (以下「電話勧誘販売」という。) に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和2年4月28日から令和3年1月27日まで (9か月間)

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第23条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙1のとおり、株式会社イーエムアイ (以下「同社」という。) に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた電話勧誘販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。